



# 島根県報

令和元年7月19日（金）

## 第 22 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

### 目 次

**【規 則】**

島根県労働委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則 (労働委員会) 2

**【告 示】**

土地改良区の役員の就任及び退任の届出 (農村整備課) 2

土地改良区の定款変更の認可 ( " ) 3

保安林予定森林 (森林整備課) 3

地籍調査の成果の認証 (用地対策課) 4

**【公 告】**

特定計量器の定期検査の実施 (商工政策課) 4

島根県中小企業制度融資要綱の規定に基づく指定再生手続開始申立等事業者の指  
定 (中小企業課) 5

**公布された条例等のあらまし**

◇島根県労働委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則（規則第25号）

## 1 規則の概要

事務局長の専決事項に係る規定の整理（第5条関係）

## 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

**規****則**

島根県労働委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 7 月 19 日

島根県知事 丸 山 達 也

**島根県規則第25号**

島根県労働委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則

島根県労働委員会事務局の組織及び運営に関する規則（昭和59年島根県規則第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第3号中「又は職務に専念する義務を免除すること」を「職務に専念する義務を免除し、勤務時間の割振り（再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。）に係るものに限る。）をし、勤務時間の割振りを変更し、部分休業を承認し、又は特別の勤務に従事する職員の週休日及び勤務時間の割振りを行うこと」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**告****示****島根県告示第145号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和元年 7 月 19 日

島根県知事 丸 山 達 也

大田市祖式町祖式土地改良区

## 1 就任した役員の氏名及び住所

## 理事

戸嶋 総一 大田市水上町白坏212-2

山田 馨 大田市祖式町598

大屋 義幸 大田市祖式町301-1

石原太美昭 大田市祖式町1079-1

中田 美徳 大田市祖式町405

小笠原 享 大田市水上町白坏109-1

高橋 正治 大田市祖式町769

## 監事

高津 真悟 大田市水上町白坏601

北野 茂美 大田市祖式町1083-7

2 就任年月日

令和元年 6 月 22 日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

戸嶋 総一 大田市水上町白坏212-2

今西 明義 大田市祖式町3485-6

大屋 義幸 大田市祖式町301-1

谷 常和 大田市祖式町1148

田辺 直樹 大田市祖式町1206

石原太美昭 大田市祖式町1079-1

中田 美徳 大田市祖式町405

山田 馨 大田市祖式町598

小笠原 享 大田市水上町白坏109-1

監事

高津 真悟 大田市水上町白坏601

武田 森弘 大田市祖式町623

---

**島根県告示第146号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、大田市祖式町祖式土地改良区の定款変更を令和元年7月10日付けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和元年 7 月 19 日

島根県知事 丸 山 達 也

---

**島根県告示第147号**

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和元年 7 月 19 日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

益田市美都町丸茂443、2776、2778-5、2779、2779-1、2779-2、2780、2780-1、2780-2、2992

2 指定の目的

水源の<sup>かん</sup>涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 島根県告示第148号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

令和元年7月19日

島根県知事 丸 山 達 也

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
松江市	平成29年度～30年度	14枚	1冊	東津田⑬	令和元年7月11日
松江市	平成29年度～30年度	3枚	1冊	大井③	令和元年7月11日
出雲市	平成28年度～29年度	16枚	1冊	西林木①	令和元年7月11日
出雲市	平成28年度～30年度	7枚	1冊	反辺①	令和元年7月11日
出雲市	平成29年度～30年度	9枚	1冊	本郷①	令和元年7月11日
大田市	平成28年度～30年度	57枚	2冊	福田①	令和元年7月11日

## 公 告

計量法（平成4年法律第51号）第19条の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により公告する。

令和元年7月19日

島根県知事 丸 山 達 也

### 1 定期検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号の非自動はかり（同令第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり

### 2 実施する定期検査

- (1) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号又は第3号の規定に該当する特定計量器の検査

検査期日	検査場所	検査区域
11月11日から12月13日まで	特定計量器の所在の場所	出雲市、江津市、津和野町、吉賀町

備考 この検査を受けようとする者は、特定計量器検定検査規則第39条第2項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

- (2) 特定計量器検定検査規則第39条第1項第2号、第4号又は第5号の規定に該当する特定計量器の検査

検査期日	検査場所	検査区域
8月30日から11月8日まで	特定計量器の所在の場所	出雲市、江津市、津和野町、吉賀町

備考 この検査を受けようとする者は、特定計量器検定検査規則第39条第2項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

- (3) (1)又は(2)に該当しない特定計量器の検査

市町村	検査期日	検査時間	検査場所
江津市	8月26日	13時から16時まで	江津市役所
	8月27日	9時30分から15時30分まで	

	8月28日から8月29日まで	9時30分から16時30分まで	
	8月30日	9時30分から12時まで	
吉賀町	9月4日	9時30分から16時30分まで	吉賀町役場
	9月5日	9時30分から15時30分まで	
	9月6日	9時30分から11時まで	
津和野町	9月10日	9時30分から16時まで	津和野町役場
	9月11日	9時30分から15時まで	
	9月12日	9時30分から16時まで	
	9月13日	9時30分から11時まで	
出雲市	9月24日	10時から15時まで	出雲市役所
	9月25日	10時から15時30分まで	
	9月26日	10時から16時まで	
	9月27日	10時から15時30分まで	
	9月30日	10時から15時30分まで	
	10月1日から10月4日まで	10時から15時30分まで	
	10月28日から10月31日まで	10時から15時30分まで	
	11月1日	10時から16時まで	
	11月5日から11月8日	10時から16時まで	

備考 受付時間は、上記検査時間のうち12時から13時までの間を除く時間とする。

島根県中小企業制度融資要綱（昭和47年島根県告示第239号）第3条第6号に規定する指定再生手続開始申立等事業者を次のとおり指定したので公告する。

令和元年 7 月 19 日

島根県知事 丸 山 達 也

番号	名 称	住 所	指定期間
1-1	株式会社暉祥	島根県松江市鹿島町古浦9番地1	令和元年6月18日 ～ 令和2年6月17日
1-2	株式会社栄徳水産浜田	島根県浜田市原井町3025番地	令和元年6月18日 ～ 令和2年6月17日